

MY企業年金通信

区分 内容	DB 法令等	DC 制度	PBO 運用	その他 その他
必須ご対応 事項(※)	あり			なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定給付企業年金制度の2021年度財政決算結果について

※当資料での略号:

- ・確定給付企業年金=DB
- ・確定給付企業年金法施行規則=規則
- ・規則第52条に規定する簡易な基準に基づくDB制度=簡易基準
- ・簡易基準以外のDB制度=本則基準

2022年8月

明治安田生命

◆当社に幹事業務を委託いただいているDB制度のうち、2021年度に財政決算を実施（※1）した、本則基準454制度・簡易基準497制度（※2）、合計951制度について結果を集計しました。

1. 予定利率と時価ベース利回り

- ・予定利率は前年から概ね変わらず、本則基準で平均2.12%、簡易基準で平均2.05%でした。
- ・時価ベース利回りは前年に比べ上昇し、本則基準で平均2.77%、簡易基準で平均1.68%でした。

→ 2～7ページをご参照ください。

2. 継続基準による検証

- ・継続基準の積立比率が1.00未満となる制度の割合は、前年から概ね変わらず、本則基準で21%、簡易基準で39%でした。
- ・基準抵触に伴い財政再計算を必要とする制度は、本則基準・簡易基準において、それぞれ1制度ずつありました。

→ 8～10ページをご参照ください。

3. 非継続基準による検証

- ・非継続基準の積立比率は、本則基準は概ね変わらず平均1.40、簡易基準はやや低下し平均1.78でした。
- ・非継続基準に抵触し、特例掛金拠出の検討が必要な制度の割合は、本則基準で11.5%、簡易基準で1.6%でした。

→ 11～12ページをご参照ください。

（※1）2021年4月末日～2022年3月末日が事業年度の末日となる制度を対象としております。

（※2）当資料では、DB制度のうち、確定給付企業年金法施行規則第52条に規定する簡易な基準に基づくDB制度には「簡易基準」、それ以外のDB制度には「本則基準」という略号を用います。

○本則基準

- ・予定利率は前年から概ね変わらないものの、引き下げを実施した制度の影響により0.01%低下し、2021年度の平均は2.12%でした。
- ・2.00%以下の制度が半数以上(62%)となっています。

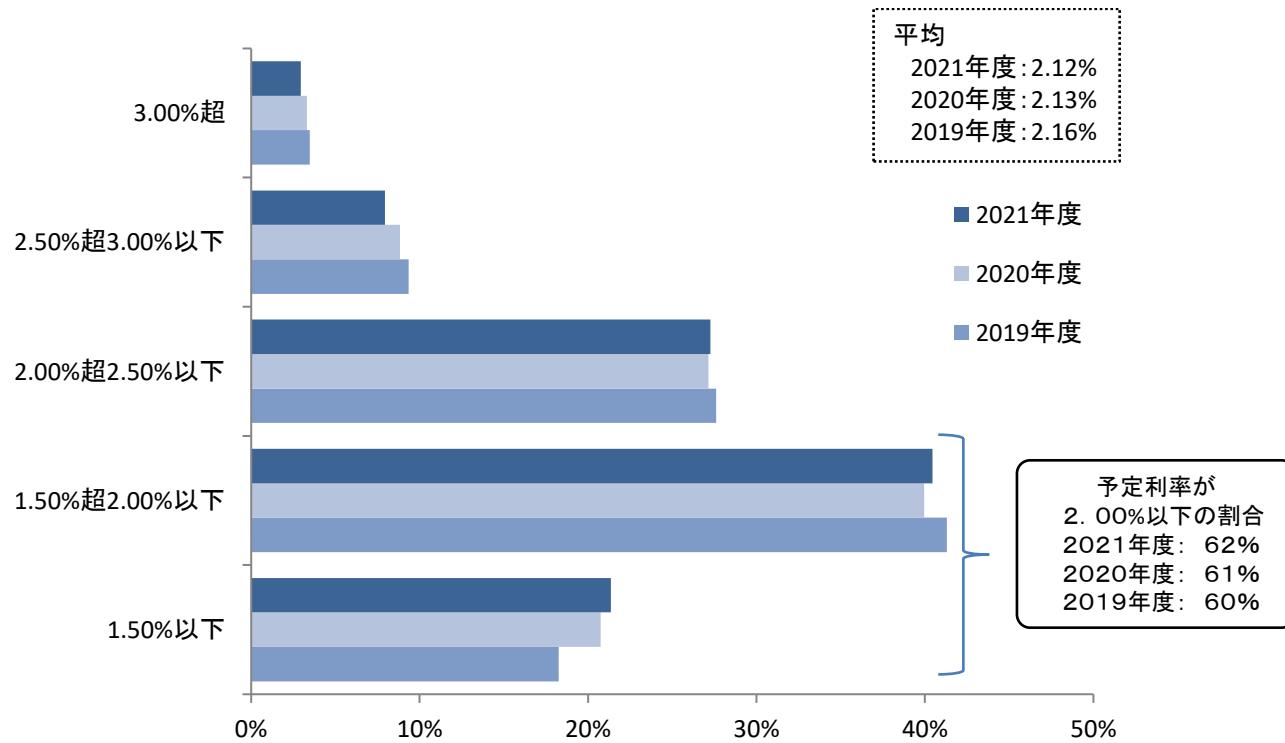


図1-1 (本則基準) 予定利率の分布図

○簡易基準

- 予定利率に大きな変化は見られず、2021年度の平均は前年度と同じ2.05%でした。

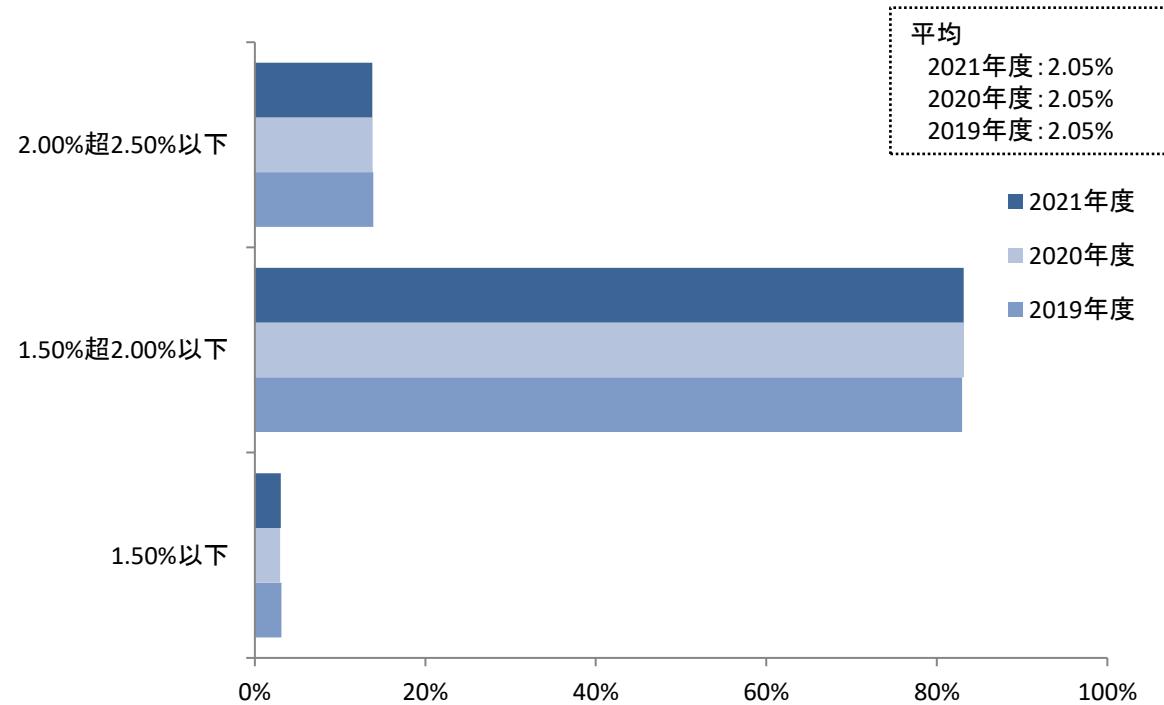


図 1－1 (簡易基準) 予定利率の分布図

(※) 当社でお引き受けしている簡易基準の制度設計では、給付額を算定する際に用いる再評価率を予定利率と連動させており、予定利率を引き下げると再評価率も引き下げる事となるため給付減額に該当します。

○本則基準

- ・時価ベース利回りの平均は、前年度から0.21%上昇し、2021年度は2.77%でした。
- ・時価ベース利回りがマイナスの制度は、前年度から11%減少し、全体の6%と、少なくなっています。

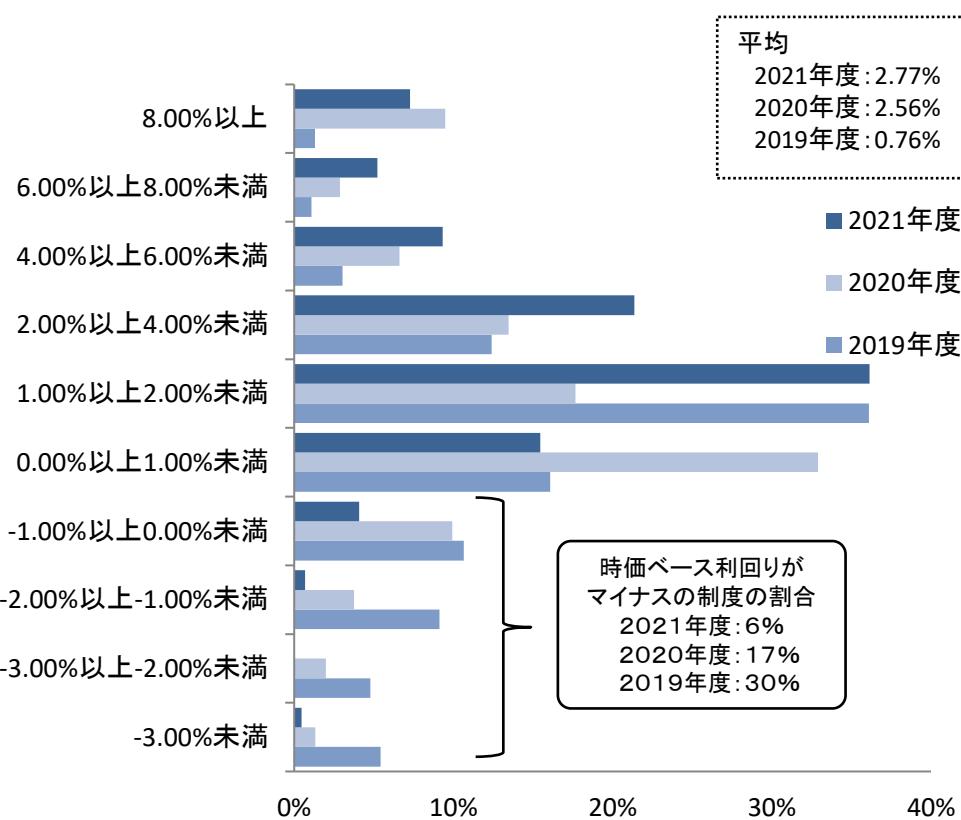
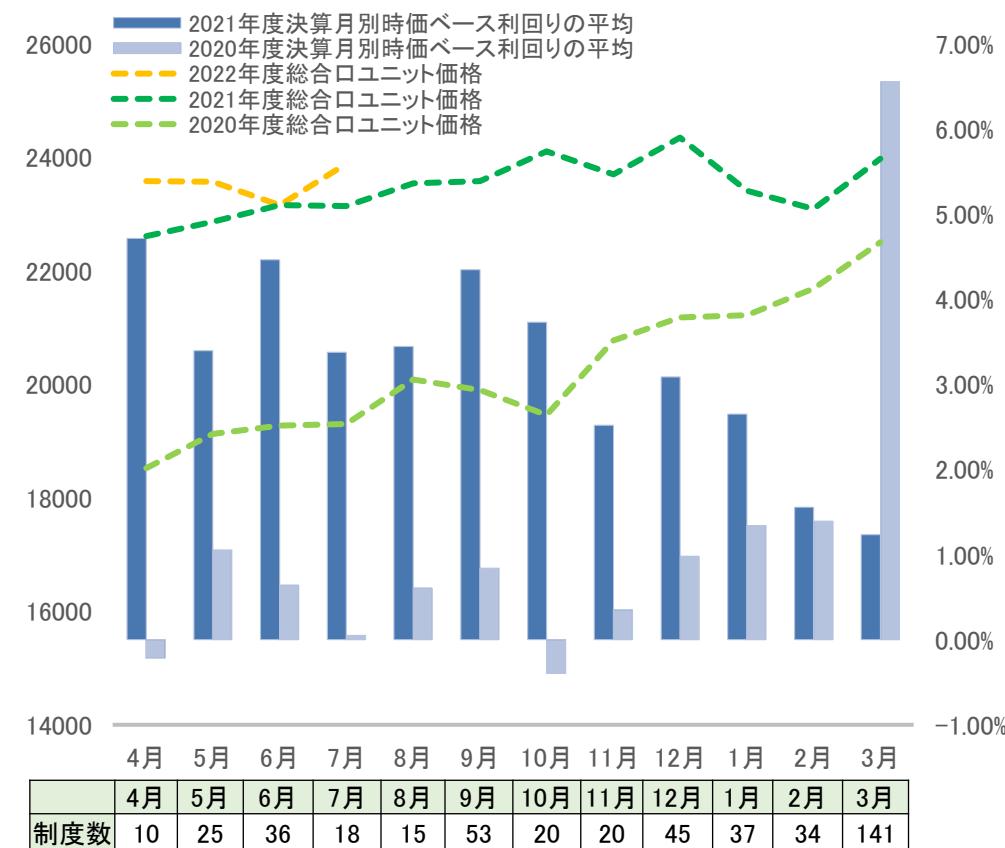


図1-2 (本則基準) 時価ベース利回りの分布図



【ご参考】(本則基準)

決算月毎に集計した時価ベース利回りの平均(グラフ・右目盛り)と特別勘定総合口ユニット価格の推移(グラフ・左目盛り)、決算月毎の制度数(表)

○簡易基準

- ・時価ベース利回りの平均は、前年度から0.74%上昇し、2021年度は1.68%でした。
- ・時価ベース利回りがマイナスの制度の割合は、前年度から9%減少し、2%となっています。

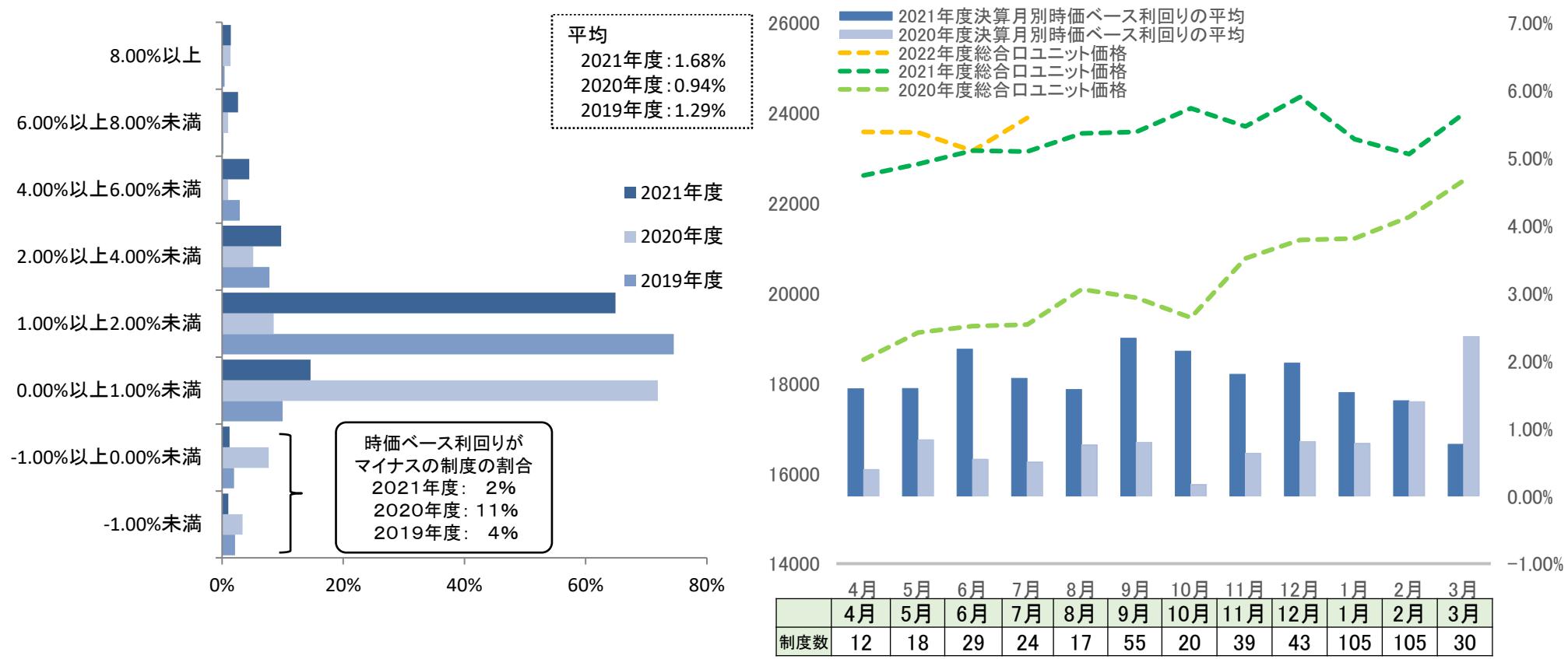


図 1-2 (簡易基準) 時価ベース利回りの分布図

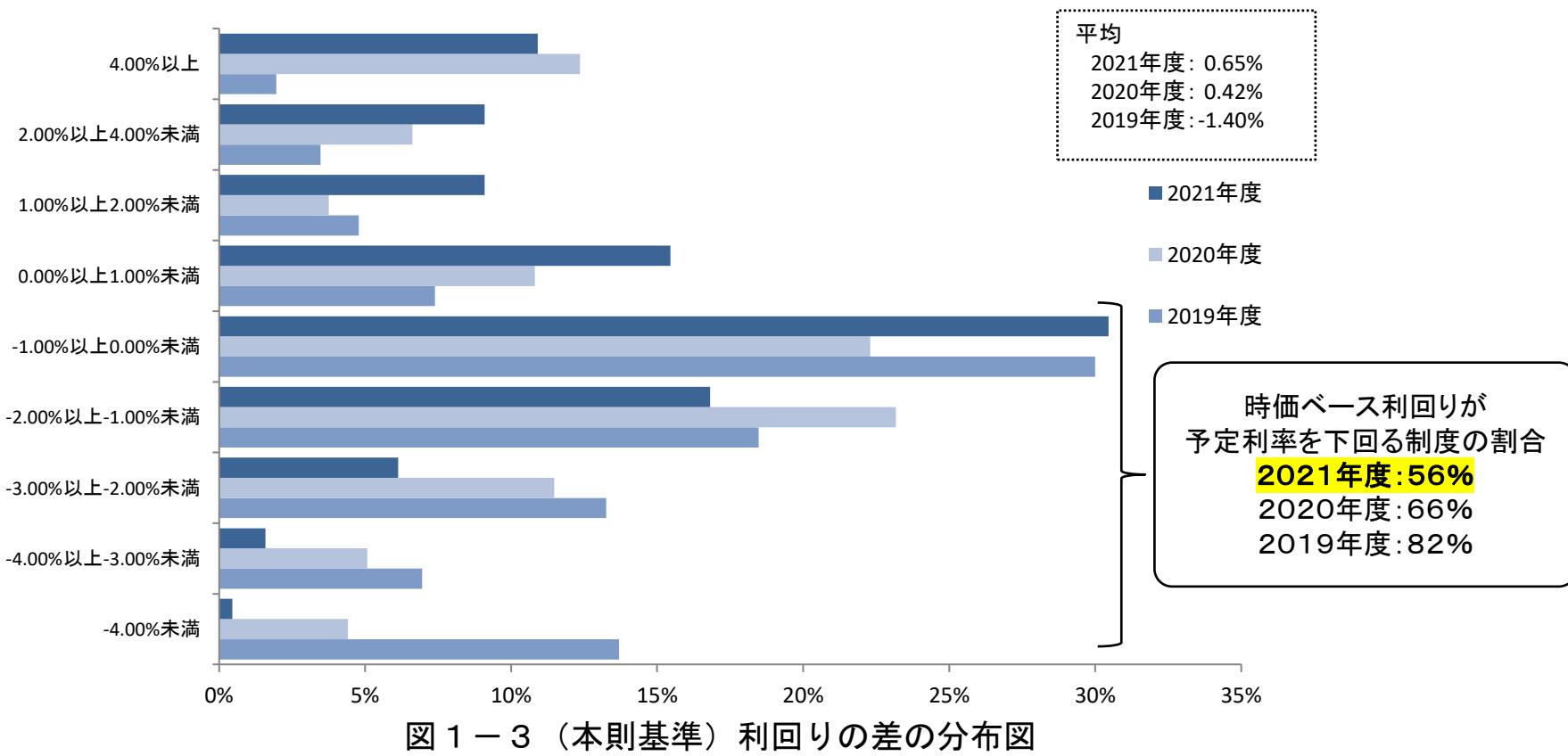
【ご参考】(簡易基準)

決算月毎に集計した時価ベース利回りの平均(グラフ・右目盛り)と特別勘定総合口ユニット価格の推移(グラフ・左目盛り)、決算月毎の制度数(表)

1. (3)予定利率と時価ベース利回りの比較

○本則基準

- 1.(2)に記載のとおり、時価ベース利回りが総じて高かったため、利回りの差(時価ベース利回りー予定利率)の平均は、前年度から0.23%拡大し、2021年度は0.65%でした。
- 時価ベース利回りが高かったことや予定利率引き下げの影響により、時価ベース利回りが予定利率を下回っている制度の割合は、前年度から10%減少し、全体の56%となっています。



○簡易基準

- ・本則基準と同様に、時価ベース利回りが総じて高かったため、利回りの差（時価ベース利回り－予定利率）の平均は、前年度から0.74%縮小し、2021年度は－0.38%でした。
- ・時価ベース利回りが高かった影響により、時価ベース利回りが予定利率を下回っている制度の割合は、前年度から10%減少し、82%となっています。

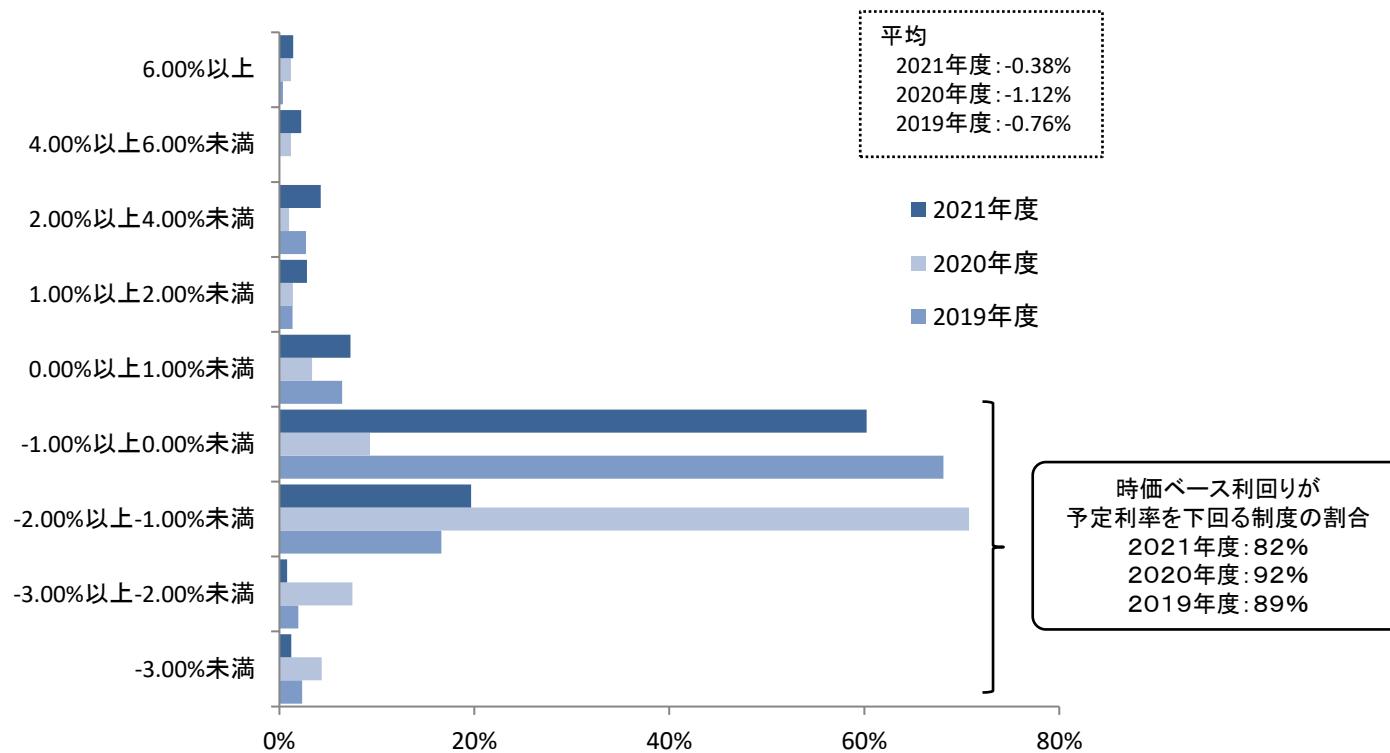


図 1－3 (簡易基準) 利回りの差の分布図

○本則基準

- ・継続基準の積立比率(純資産額／責任準備金)が1.00未満となる制度の割合は、前年から変わらず全体の21%でした。
- ・財政再計算要否を判定する比率((純資産額+許容繰越不足金)／責任準備金)は、ほとんどの制度において1.00以上となりましたが、財政再計算を必要とする制度は1制度ありました。

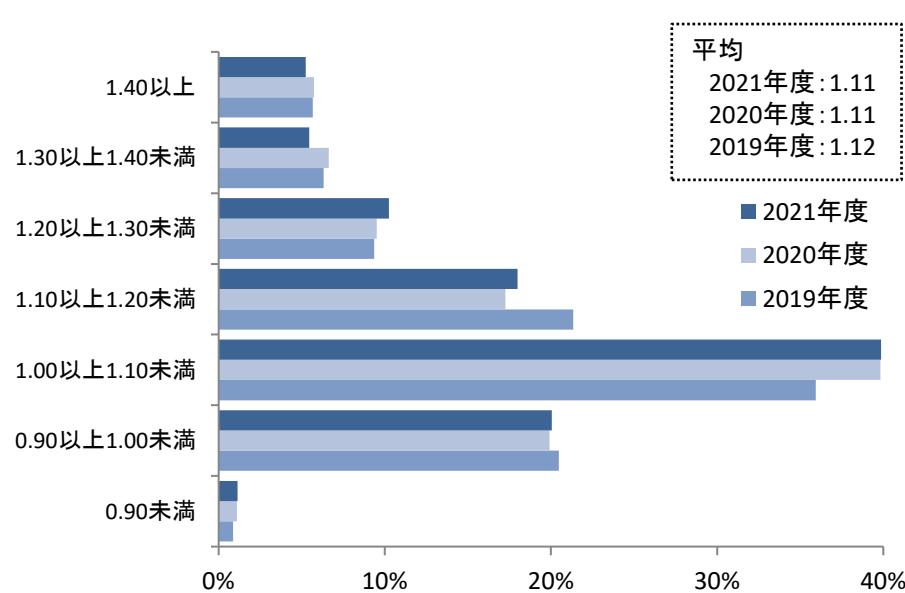


図2-1 (本則基準)
継続基準の積立比率の分布図

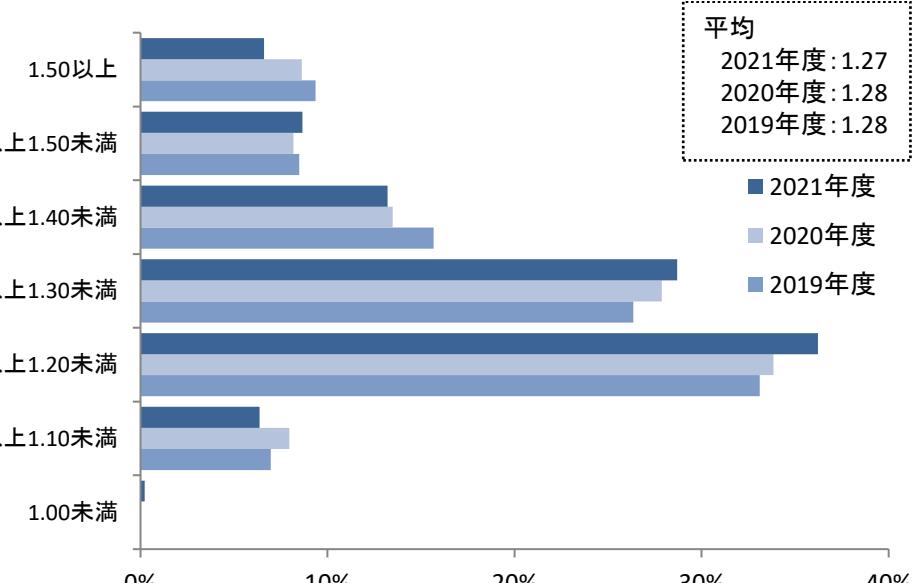
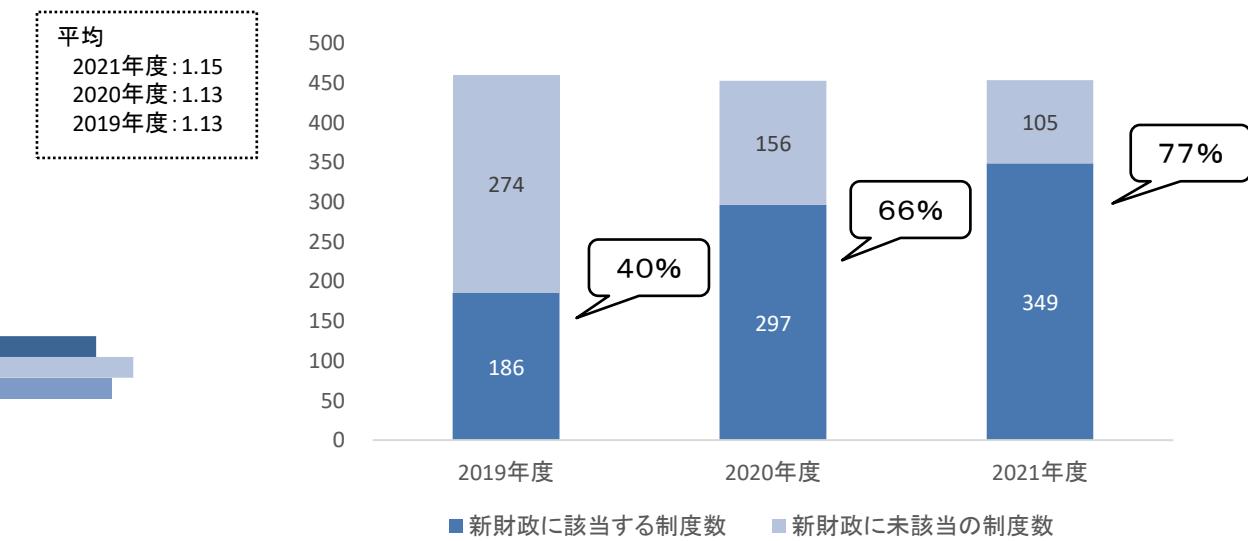
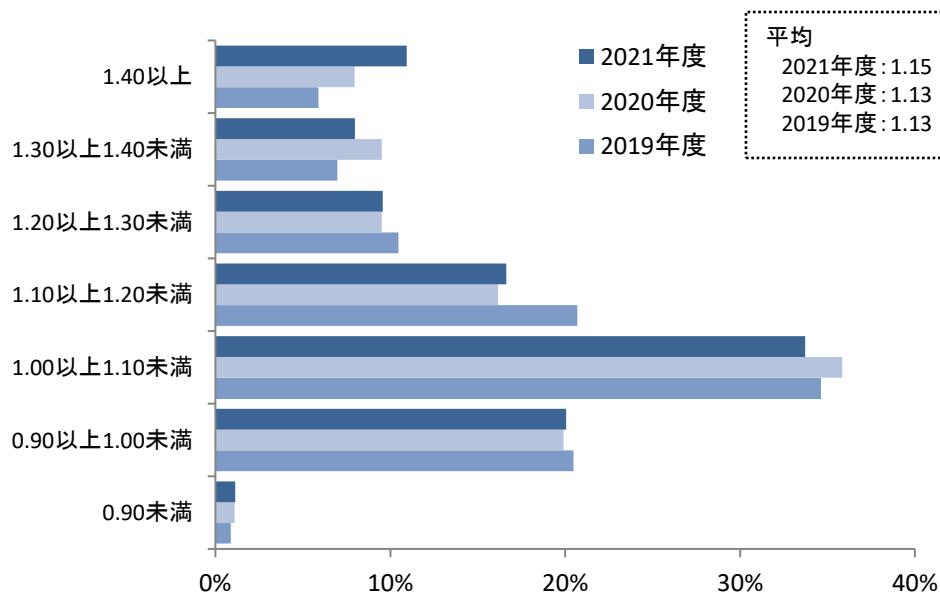


図2-2 (本則基準)
(純資産額+許容繰越不足金)／責任準備金の分布図

(※) 法令改正により、2018年1月末以降を基準日として財政再計算を行なった制度は責任準備金の算式が変更されています。改正の内容および継続基準による検証の詳細は、13ページ【資料1】・14ページ【資料2】をご参照ください。本資料では法令改正後の財政運営を「新財政」と表現しています。

○本則基準

- 新財政に該当している場合、継続基準の積立比率が1.00を超えた場合は積立水準の変動を正確にとらえることができません。より詳細に積立水準の変動を捉えるため、参考比率(純資産額／(数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価))の結果を集計しました。
- 前頁で示した継続基準の積立比率の平均は前年から変わらず1.11でしたが、参考比率の平均は、2021年度は前年から0.02上昇し1.15であり、積立水準の変動が見て取れます。
- また、本則基準において、新財政に該当している制度は、前年から11%増え、全体の77%となっています。



○簡易基準(※)

- ・ 繼続基準の積立比率(純資産額／責任準備金)の平均は、前年度と同じく、2021年度は1.07でした。
- ・ 繼続基準の積立比率が1.00未満となった制度が全体の39%ありました。また、財政再計算要否を判定する比率((純資産額+許容繰越不足金)／責任準備金)は、ほとんどの制度において、1.00以上となりましたが、財政再計算を必要とする制度は1制度ありました。

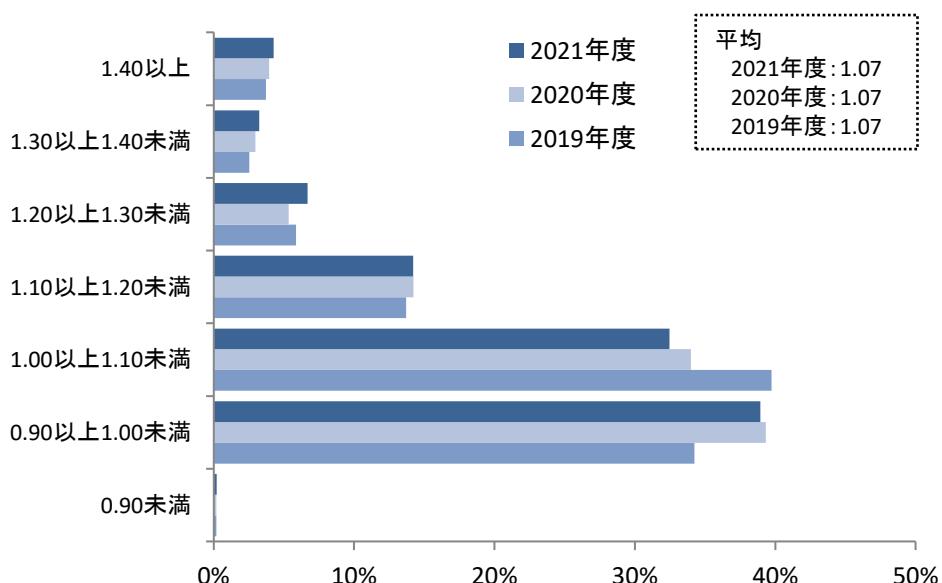


図2－1 (簡易基準)
継続基準の積立比率の分布図

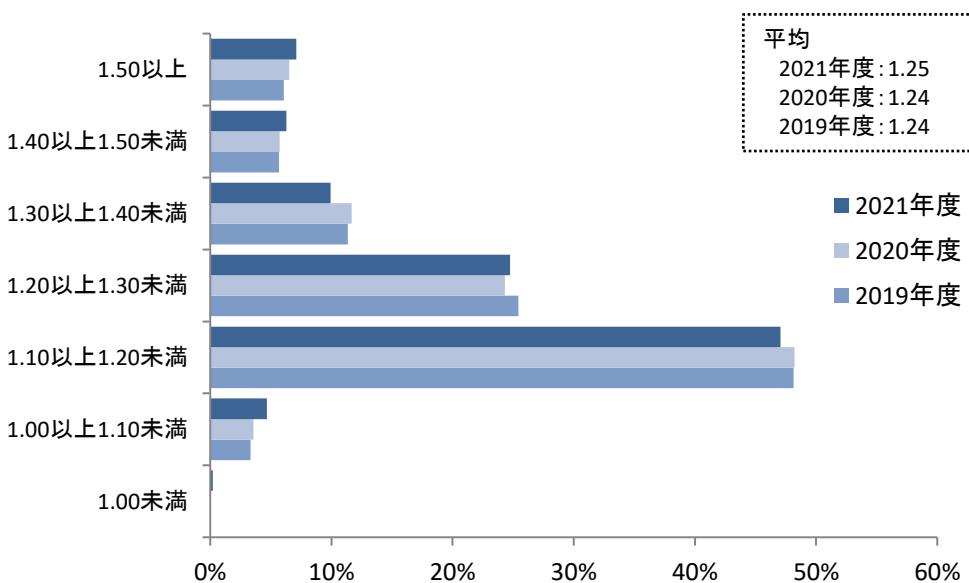


図2－2 (簡易基準)
(純資産額+許容繰越不足金)／責任準備金の分布図

(※) 簡易基準では法令改正による責任準備金算式変更の影響を受けません。

○本則基準

- ・非継続基準の積立比率(純資産額／最低積立基準額)の平均は、前年度から0.01低下し、2021年度は1.40でした。
- ・非継続基準に抵触し、特例掛金拠出の検討が必要な制度の割合は、前年度から1.1%増加し、全体の11.5%でした。
- ・時価ベース利回りの上昇により純資産額が前年に比べて増加傾向であったにも関わらず、最低積立基準額を算定する際の予定利率(30年国債利回りの5年平均)が0.81%から0.63%へ低下したため、非継続基準の積立比率は低下しています。

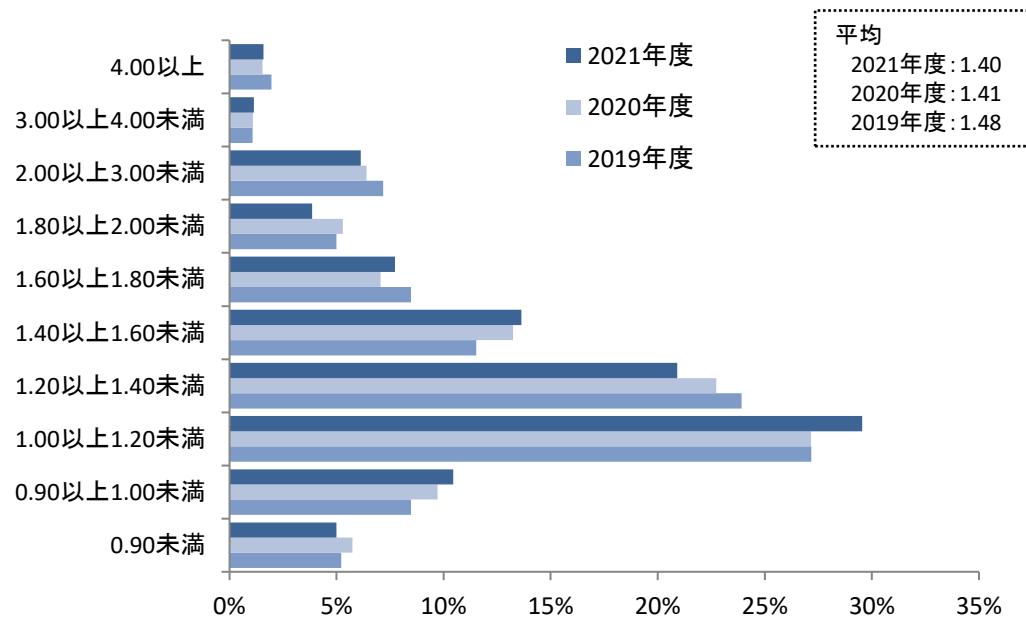


図3－1 (本則基準) 非継続基準の積立比率の分布図

(※) 非継続基準による検証の詳細は15ページ【資料3】をご参照ください。

○簡易基準

- ・非継続基準の積立比率(純資産額／最低積立基準額)の平均は、前年度から0.05低下し、2021年度は1.78でした。
- ・非継続基準に抵触し、特例掛金拠出の検討が必要な制度の割合は、前年度から0.8%増加し、全体の1.6%でした。
- ・本則基準と同様に、時価ベース利回りの上昇により純資産額が前年に比べて増加傾向であったにも関わらず、最低積立基準額を算定する際の予定利率(30年国債利回りの5年平均)が0.81%から0.63%へ低下したため、非継続基準の積立比率は低下しています。

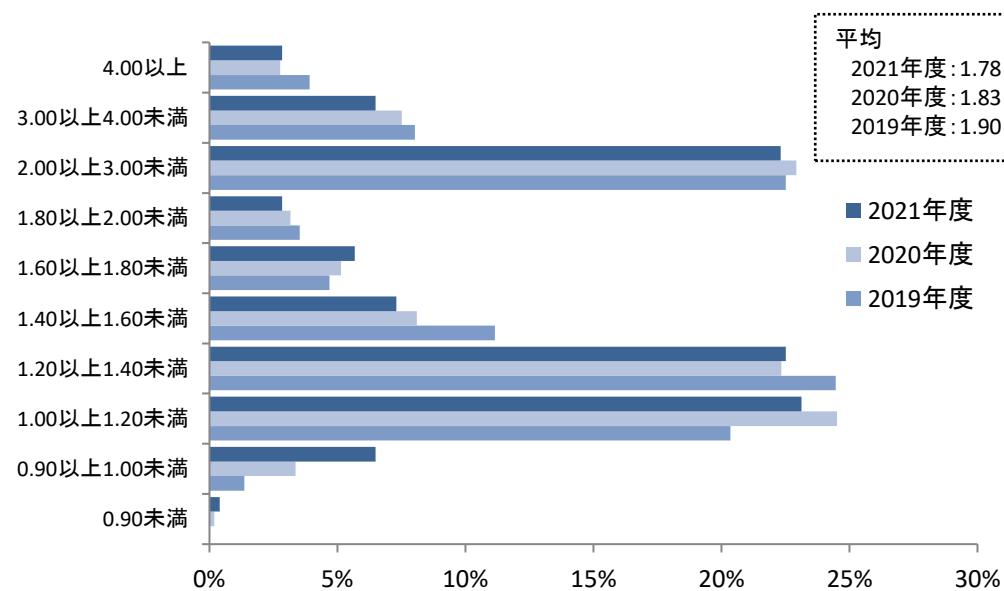


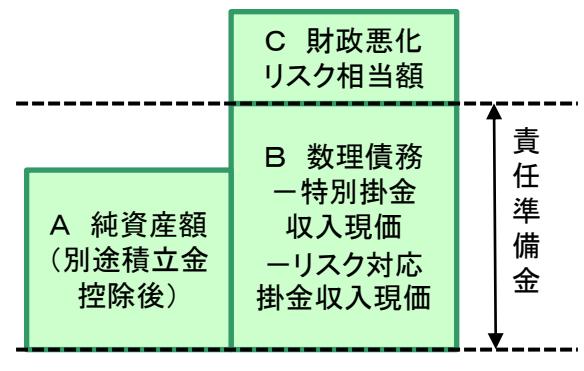
図3－1 (簡易基準) 非継続基準の積立比率の分布図

◆法令改正により、2018年1月末以降を基準日として財政再計算を行なった制度は以下の通り
責任準備金を算出します。

責任準備金は、「純資産額（別途積立金控除後）」（A）、「数理債務－特別掛金収入現価－リスク対応掛金収入現価」（B）および「財政悪化リスク相当額」（C）の大小関係により以下のとおり変動します。

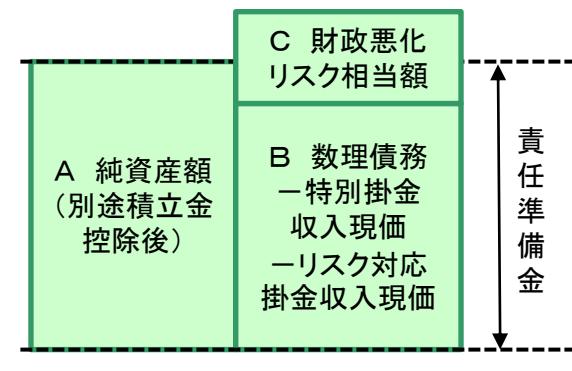
① $A < B$ のとき

責任準備金はBの額



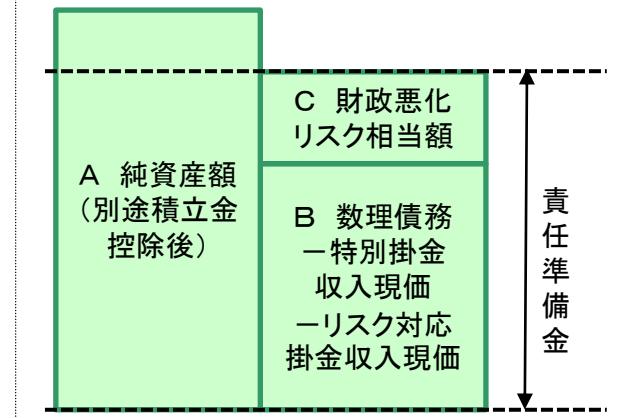
② $B \leq A \leq B + C$ のとき

責任準備金はAの額



③ $A > B + C$ のとき

責任準備金はB + Cの額



◆法令改正の詳細については、こちらのURLに掲載しているMY企業年金通信No. 2018-09（新財政運営基準によるDBの財政決算について）をご参考ください。

https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/pdf/news/n_201809_01.pdf

◆継続基準による検証とは、DB制度が継続する前提で、年金資産が予定どおりに積み立てられているかどうかを検証するものであり、以下の検証をしています。

- ・純資産額 \geq 責任準備金 の場合、継続基準による検証結果に問題なし
- ・純資産額 < 責任準備金 の場合、継続基準に抵触するため、積立不足に伴う財政再計算の要否の判定を実施

＜財政再計算の要否＞

- ・純資産額+許容繰越不足金 \geq 責任準備金 の場合、積立不足に伴う財政再計算は不要
- ・純資産額+許容繰越不足金 < 責任準備金 の場合、積立不足に伴う財政再計算が必要

◆非継続基準とは、仮にDB制度が解散・終了した場合に、加入者や受給権者に対して解散・終了時までの期間に見合う給付を行なえるだけの年金資産が積み立てられているかどうかを検証するものであり、以下の検証をしています。

以下の①、②のいずれかに該当する場合は、積立不足償却のための特例掛金拠出の検討は不要

- ① 純資産額 \geq 最低積立基準額 $\times 1.00$
- ② 純資産額 \geq 最低積立基準額 $\times 0.90$

かつ、前3事業年度中、2事業年度以上で純資産額 \geq 最低積立基準額

◆最低積立基準額を算定する際の予定利率は30年国債利回りの5年平均を用いています。2021年度予定利率は0.63%でしたが、2022年度予定利率は0.66%となることが決定しており、次年度は積立比率が大きく変動しないことが予想されます。なお、現在の金利水準（※）は過去4年間の水準に比べて高く、この水準が今後も続くと仮定すると、2023年度以後の予定利率も上昇していくことが見込まれます。

（※）2022年7月発行の30年国債応募者利回り：1.234%

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
TEL : 03 - 3590 - 4837